

平成24年4月13日
第2376号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 狩猟免許試験並びに狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の実施（206・自然保護課）……………1
- 漁船損害等補償法による付保義務の発生（207・農業経済課）……………5
- 地籍調査成果の認証（208・農山村振興課）……………5
- 基本測量終了の通知（209、210・建設政策課）……………6
- 公共測量終了の通知（211・建設政策課）……………6
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（212・都市計画課）……………6
- 建設業の許可の取り消し（213・由利地域振興局総務企画部）……………7
- 道路区域の変更（214・雄勝地域振興局建設部）……………7

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活力創造課）……………7
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……………8
- 秋田県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の数（長寿社会課）……………8
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）2件……………8
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）……………10
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）2件……………10
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）3件……………11
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）2件……………11
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）2件……………13
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……………13
- 土地改良区の定款変更の認可（由利地域振興局農林部）2件……………14
- 土地改良区の定款変更の認可（仙北地域振興局農林部）8件……………14
- 土地改良区の役員の退任の届出（平鹿地域振興局農林部）……………15
- 土地改良区の役員の就任の届出（雄勝地域振興局農林部）……………15

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（43）……………15

告 示

秋田県告示第206号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定による平成24年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成24年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号)第51条第2項及び同施行規則第59条第2項において準用する同施行規則第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹敬久

1 狩猟免許試験

(1) 日時及び場所

| 日 時 | 場 所 |
|----------------|-------------------------------------|
| 平成24年7月8日 午後1時 | 秋田市河辺戸島字上祭沢38番地4 森林学習交流館プラザクリプトン |
| 平成24年8月9日 午後1時 | 北秋田市上杉字中山沢128番地 県立北欧の杜公園パークセンター |

| | |
|-----------------|----------------------------------|
| 平成24年9月14日 午後1時 | 大仙市大曲日ノ出町2丁目7番地53 大仙市大曲交流センター |
|-----------------|----------------------------------|

(2) 試験科目

ア 知識試験

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(1) 日時及び場所

| 日 | 時 | 場 所 |
|------------|---------|-------------------------------------|
| 平成24年6月3日 | 午後1時 | 仙北市西木町上荒井字古堀田47番地 仙北市西木総合開発センター |
| 平成24年6月5日 | 午前9時30分 | 由利本荘市上大野16番地 由利本荘市民交流学習センター |
| 平成24年6月6日 | 午前9時15分 | 北秋田市新田目字大野82番地2 北秋田市合川駅前公民館 |
| 平成24年6月7日 | 午後1時30分 | 横手市南町13番地1 横手市民会館 |
| 平成24年6月8日 | 午前9時 | 北秋田郡上小阿仁村小沢田字向川原118番地 上小阿仁開発センター |
| 平成24年6月10日 | 午前9時30分 | 鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター |
| 平成24年6月10日 | 午前9時15分 | 大館市比内町扇田字庚申岱8番地 大館市立比内公民館 |
| 平成24年6月12日 | 午前9時 | 山本郡三種町森岳字町尻27番地1 三種町山本公民館 |
| 平成24年6月12日 | 午後2時 | 秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎 |
| 平成24年6月14日 | 午前9時 | 横手市増田町増田字新町285番地 横手市増田ふれあいプラザ |
| 平成24年6月14日 | 午前9時 | 湯沢市字沖鶴69番地5 湯沢雄勝広域交流センター |
| 平成24年6月15日 | 午前9時 | 能代市二ツ井町上台1番地1 能代市二ツ井伝承ホール |
| 平成24年6月15日 | 午後1時30分 | 男鹿市船川港船川海岸通り2号14番地5 男鹿市文化会館 |

| | | |
|------------|---------|---|
| 平成24年6月16日 | 午前9時15分 | 大館市桜町南45番地1 大館市立中央公民館 |
| 平成24年6月17日 | 午前9時 | 北秋田市脇神字下太田面22番地1 北秋田市沢口公民館(沢口林業センター) |
| 平成24年6月19日 | 午前9時 | 大仙市大曲日ノ出町2丁目7番地53 大仙市大曲交流センター |
| 平成24年6月20日 | 午後1時 | 由利本荘市鳥海町伏見字久保193番地 紫水館 |
| 平成24年6月21日 | 午前9時 | 雄勝郡羽後町西馬音内字本町23番地 羽後町コミュニティセンター |
| 平成24年6月21日 | 午後2時 | 秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎 |
| 平成24年6月22日 | 午前9時 | 能代市字海詠坂3番地2 能代山本広域交流センター |
| 平成24年6月22日 | 午前9時 | 横手市雄物川町沼館字高畑338番地 横手市雄物川コミュニティセンター |
| 平成24年6月26日 | 午前9時 | 山本郡八峰町八森字中浜196番地1 八峰町文化交流施設ファガス |
| 平成24年6月26日 | 午前9時 | 大仙市刈和野字愛宕下24番地1 大仙市西仙北中央公民館 |
| 平成24年6月29日 | 午後2時 | 秋田市土崎港西5丁目3番地1 北部市民サービスセンター「キタスカ」 |
| 平成24年7月1日 | 午前9時15分 | 大館市早口字上野43番地1 大館市立田代公民館 |
| 平成24年7月1日 | 午前9時 | 湯沢市字沖鶴69番地5 湯沢雄勝広域交流センター |
| 平成24年7月3日 | 午後1時 | 潟上市昭和大久保字堤の上1番地3 昭和公民館 |
| 平成24年7月5日 | 午後1時 | 南秋田郡五城目町上樋口字堂社75番地 五城目町民センター |
| 平成24年7月6日 | 午前9時 | にかほ市平沢字八森31番地1 にかほ市総合福祉交流センター「スマイル」 |
| 平成24年7月7日 | 午前9時30分 | 鹿角市花輪字荒田1番地1 鹿角市交流センター |

| | | |
|------------|---------|--------------------------------------|
| 平成24年7月7日 | 午前9時 | 能代市字海詠坂3番地2 能代山本広域交流センター |
| 平成24年7月8日 | 午前9時 | 北秋田市阿仁前田字大道上3番地1 コンベンションホール「四季美館」 |
| 平成24年7月10日 | 午後1時 | 南秋田郡大潟村中央1番地5 大潟村農業協同組合 |
| 平成24年7月11日 | 午後1時 | 仙北市角館町字中菅沢77番地30 仙北市角館交流センター |
| 平成24年7月15日 | 午前9時 | 横手市平鹿町浅舞字覚町後140番地 横手市平鹿生涯学習センター |
| 平成24年7月19日 | 午後1時 | 潟上市天王上江川47番地398 天王公民館 |
| 平成24年7月22日 | 午前9時15分 | 北秋田市阿仁水無字大町146番地1 北秋田市阿仁公民館 |
| 平成24年7月24日 | 午後1時 | 秋田市河辺戸島上祭沢38番地4 森林学習交流館プラザクリプトン |
| 平成24年7月25日 | 午後1時 | 仙北郡美郷町畑屋字街道東144番地 美郷町ふれあいセンター |
| 平成24年8月5日 | 午前9時 | 北秋田市上杉字中山沢128番地 県立北欧の杜公園パークセンター |
| 平成24年8月7日 | 午後1時 | 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後27番地 仙北市田沢湖総合開発センター |
| 平成24年8月18日 | 午後1時 | 大仙市大曲日ノ出町2丁目7番地53 大仙市大曲交流センター |
| 平成24年8月26日 | 午前9時15分 | 大館市桜町南45番地1 大館市立中央公民館 |
| 平成24年8月26日 | 午前9時30分 | 由利本荘市上大野16番地 由利本荘市民交流学習センター |
| 平成24年9月2日 | 午後2時 | 秋田市上北手荒巻字堺切24番地2 遊学舎 |

(2) 適性検査及び講習の内容

ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 講習

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、猟具及び鳥獣並びに鳥獣の保護管理について、3時間以上の講習を行う。

3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

- (1) 狩猟免許試験の受験
 - ア 狩猟免許申請書
 - イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
 - ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合
あつては、当該許可に係る許可証の写し
 - エ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合
あつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (2) 狩猟免許の更新
 - ア 狩猟免許更新申請書
 - イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合
あつては、当該許可に係る許可証の写し
 - ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合
あつては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- 4 申請用紙の交付
狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成24年5月7日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の2日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課において交付する。
なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、80円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。
- 5 申請書類の提出期間及び提出場所
 - (1) 申請書類は、平成24年5月7日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の2日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。
 - (2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - (3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付すること。
この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。
- 6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付
開始時刻の30分前から受け付ける。
なお、当日は、狩猟免許試験にあつては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあつては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会員手帳等）を持参すること。
- 7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問い合わせ先
秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局森づくり推進課

秋田県告示第207号

次の加入区について漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があつたものと認め
たので、同法第112条の2第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

本荘加入区

秋田県告示第208号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査成果を認証したので、同条第
4項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行った者の名称
美郷町
- (2) 成果の名称
美郷町の地籍図及び地籍簿

- (3) 測量及び調査を行った地域
美郷町大字金沢西根の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
0.42km²
- (5) 認証年月日
平成24年4月4日
- 2(1) 調査を行った者の名称
潟上市
- (2) 成果の名称
潟上市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
潟上市大字天王の一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成22年度
1.79km²
- (5) 認証年月日
平成24年4月4日
- 3(1) 調査を行った者の名称
鹿角市
- (2) 成果の名称
鹿角市の地籍図及び地籍簿
- (3) 測量及び調査を行った地域
鹿角市大字十和田末広、十和田瀬田石の各一部
- (4) 実施年度及び認証面積
平成21年度及び平成22年度
1.17km²
- (5) 認証年月日
平成24年4月4日

秋田県告示第209号

平成23年秋田県告示第437号の基本測量について、平成24年3月23日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第210号

平成23年秋田県告示第250号の基本測量について、平成24年3月30日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第211号

平成23年秋田県告示第549号の公共測量について、平成24年3月21日終了した旨秋田地方法務局長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、北秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき図書
北秋田都市計画病院（1号北秋田市民病院）の変更の総括図、計画図及び計画書
- 2 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第213号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年3月28日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
東和住建
由利本荘市浜三川字湯ノ台1番地2
佐々木 賢
秋田県知事許可（般-19）第80419号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年3月19日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

| 道路の種類 | 旧新別 | 路線名 | 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (キロメートル) |
|----------|-----|------|-------------------------|-----------------|----------------|
| 一般 国道 | 旧 | 398号 | 湯沢市字鶴館2番9から倉内字柿在家31番2まで | 11.50~15.00 | 0.080 |
| | 新 | 398号 | 湯沢市字鶴館2番9から倉内字柿在家31番2まで | 12.50~15.00 | 0.080 |

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年4月13日から同月26日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成24年3月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 グリーン・ウェイブ
- 3 代表者の氏名
保 科 幸 二

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2

5 定款に記載された目的

この法人は、再生可能エネルギー、地球温暖化対策、およびゼロエミッション化等、地域住民の生活環境に係わる事項の調査・研究を行い、それらの成果を踏まえて地域に適した利活用モデルを立案し、その意義と知識を住民に周知させるとともに事業化を図ることにより、安全で安心できる緑豊かな循環型地域社会の構築及び地域の振興に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請のあった年月日

平成24年3月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 F a n

3 代表者の氏名

高 橋 淳

4 主たる事務所の所在地

秋田県秋田市

5 定款に記載された目的

(旧) この法人は、自転車とサッカーをつうじて健全なスポーツの振興、および有効な余暇の過ごし方の提案と当法人の活動をとおして人と人の新たな繋がりが生まれる場を提供することを目的とする。

(新) この法人は、健全なスポーツの振興をつうじて、人々の心身の健康および有効な余暇の過ごし方の提案と当法人の活動をとおして人と人の新たな絆が生まれる場を提供することを目的とする。

6 定款の変更内容

(1) 目的

(2) 事業

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第88条第1項の規定により、秋田県国民健康保険診療報酬審査委員会の委員の数を平成24年6月1日から次のとおり定めることとしたので、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 保険医及び保険薬剤師を代表する委員 16人

2 保険者を代表する委員 16人

3 公益を代表する委員 16人

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 業務名

平成24年度 電算端末等操作障害復旧業務委託 GK24-Y3

(2) 業務概要

障害復旧等対応 一式

(3) 履行期限

平成25年3月31日まで

(4) 業務場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本店又は営業所を秋田県内に有すること。

- (3) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された物品供給業者等登録名簿に入札資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登録されていること。
 - (4) 本業務と同種又は類似業務（パソコンやサーバ、システム等の運用保守、障害復旧業務等）を元請けとして履行した実績があること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
 - (6) 秋田県税に滞納がない者であること及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）でないこと。
 - (7) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 設計図書等を示す場所等
- (1) 本業務に係る仕様書、契約書（案）、金額を記載しない内訳書、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
（電話018-860-2419）
 - (2) 交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年4月13日（金）から同月20日（金）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- 4 入札執行の日時及び場所
- 平成24年4月23日（月）午後1時30分
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室
- 5 入札保証金
- 秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- 6 その他
- (1) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の無効
財務規則第166条に規定するところによる。
 - (3) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 提出書類等
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。
 - (6) その他
詳細は、入札説明書による。

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 業務名
平成24年度建設資材価格市況調査業務委託 GK24-Y8
- (2) 業務概要
平成24年4月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 一式
- (3) 履行期限
平成25年3月22日
- (4) 業務場所
別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 主たる営業所又は営業所を東北六県に有すること。
- (3) 過去10年以内に東北六県において、建設資材価格市況調査業務を元請として完了させた実績があること。
- (4) 管理技術者は、建設資材価格市況調査業務に従事した経歴を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く）であること。
- (7) 当該業務に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 設計図書等を示す場所等

- (1) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班
(電話018-860-2419)

(2) 交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年4月13日（金）から同月17日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年4月18日（水）午後1時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第160条及び第161条に規定するところによる。ただし、財務規則第162条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

財務規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田県能代地区土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

山本郡八峰町峰浜石川字石川498番地

米 森 満

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、能代市東土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

能代市檜山字新田家ノ前87番地

矢田部 昌

| | |
|----------------|---------|
| 能代市常盤字苧橋100番地 | 山 崎 文 武 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 能代市檜山字檜山町147番地 | 山 崎 和 博 |
| 〃 常盤字小屋見沢5番地2 | 松 山 正 一 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| | |
|--------------------|---------|
| 1 退任理事の住所及び氏名 | |
| 能代市二ツ井町切石字大倉77番地 | 石 山 金 由 |
| 〃 〃 荷上場字館の下山根62番地3 | 高 橋 孝 夫 |
| 〃 〃 小繫字神明社下57番地 | 高 橋 豊 彦 |
| 〃 〃 麻生字下田平47番地 | 工 藤 重 隆 |
| 〃 〃 〃 字下田平11番地1 | 工 藤 弘 美 |
| 〃 〃 切石字大倉88番地2 | 桜 田 善 仁 |
| 〃 〃 荷上場字鍋良子27番地5 | 伊 藤 英 雄 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 能代市二ツ井町切石字大倉77番地 | 石 山 金 由 |
| 〃 〃 荷上場字館の下山根62番地3 | 高 橋 孝 夫 |
| 〃 〃 小繫字神明社下57番地 | 高 橋 豊 彦 |
| 〃 〃 麻生字下田平47番地 | 工 藤 重 隆 |
| 〃 〃 〃 字下田平11番地1 | 工 藤 弘 美 |
| 〃 〃 切石字大倉88番地2 | 桜 田 善 仁 |
| 〃 〃 荷上場字鍋良子27番地5 | 伊 藤 英 雄 |
| 3 退任監事の住所及び氏名 | |
| 能代市二ツ井町麻生字悪戸10番地3 | 簾 内 俊 昭 |
| 〃 〃 切石字山根119番地 | 森 田 茂 鑑 |
| 〃 〃 荷上場字館の下山根17番地4 | 伊 藤 誠 悦 |
| 4 就任監事の住所及び氏名 | |
| 能代市二ツ井町麻生字悪戸10番地3 | 簾 内 俊 昭 |
| 〃 〃 切石字山根119番地 | 森 田 茂 鑑 |
| 〃 〃 荷上場字館の下山根17番地4 | 伊 藤 誠 悦 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代市榊土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月3日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、三種町浜口土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、二ツ井白神土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月5日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、秋田市豊岩小山土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| | |
|------------------|---------|
| 1 退任理事の住所及び氏名 | |
| 秋田市豊岩小山字前田表169番地 | 佐 賀 政 芳 |
| 〃 〃 字狐森82番地 | 鈴 木 邦 男 |
| 〃 〃 〃 55番地 | 斎 藤 正 信 |
| 〃 〃 字神田102番地 | 池 田 良 道 |
| 〃 〃 字狐森56番地 | 佐 賀 英 志 |
| 〃 〃 字神田104番地 | 鈴 木 喜 昭 |
| 〃 下浜檜田字上野68番地 | 深 井 繁 善 |
| 〃 〃 〃 84番地 | 高 橋 登 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 秋田市豊岩小山字狐森55番地 | 斎 藤 正 信 |
| 〃 〃 〃 82番地 | 鈴 木 邦 男 |
| 〃 〃 〃 56番地 | 佐 賀 英 志 |
| 〃 〃 字神田102番地 | 池 田 良 道 |
| 〃 〃 〃 104番地 | 鈴 木 喜 昭 |
| 〃 〃 字狐森80番地 | 近 藤 信 次 |
| 〃 下浜檜田字上野68番地 | 深 井 繁 善 |
| 〃 〃 〃 84番地 | 高 橋 登 |
| 3 退任監事の住所及び氏名 | |
| 秋田市豊岩小山字神田98番地 | 斉 藤 正 明 |
| 〃 〃 字狐森53番地 | 鈴 木 一 博 |
| 〃 下浜檜田字上野70番地 | 吉 岡 幸 美 |
| 4 就任監事の住所及び氏名 | |
| 秋田市豊岩小山字神田98番地 | 斉 藤 正 明 |
| 〃 〃 字狐森53番地 | 鈴 木 一 博 |
| 〃 下浜檜田字上野70番地 | 吉 岡 幸 美 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄和中央土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| | |
|-------------------|---------|
| 1 退任理事の住所及び氏名 | |
| 秋田市雄和女米木字長面15番地 | 安 藤 一 郎 |
| 〃 雄和下黒瀬字町屋敷93番地 1 | 伊 藤 恒 宣 |
| 〃 雄和相川字高野143番地 | 伊 藤 錚 悦 |
| 〃 雄和種沢字岩瀬51番地 | 伊 藤 善 勇 |
| 〃 雄和相川字高野138番地 | 伊 藤 邦 夫 |
| 〃 雄和石田字前田105番地 1 | 伊 藤 隆 栄 |
| 〃 雄和下黒瀬字白根沢293番地 | 堀 井 久 悦 |
| 〃 雄和相川字台林31番地 | 渡 辺 一 孝 |
| 〃 雄和平尾鳥字野田87番地 4 | 齊 藤 和 夫 |
| 〃 雄和女米木字宝生口179番地 | 石 井 進 |
| 〃 雄和椿川字方福53番地 1 | 黒 崎 晶 裕 |
| 〃 〃 字中村71番地 | 山 内 善 美 |
| 〃 雄和相川字銅屋309番地 | 伊 藤 洋 文 |
| 〃 雄和平沢字大部55番地 | 牧 野 吉 郎 |
| 〃 雄和種沢字戸草沢151番地 | 鈴 木 卓 見 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 秋田市雄和平沢字大部55番地 | 牧 野 吉 郎 |
| 〃 雄和相川字高野138番地 | 伊 藤 邦 夫 |
| 〃 雄和種沢字館ヶ沢58番地 | 佐 藤 政 光 |
| 〃 雄和下黒瀬字町屋敷153番地 | 佐 藤 肇 |
| 〃 〃 字白根沢293番地 | 堀 井 久 悦 |

| | |
|-------------------|---------|
| 秋田市雄和石田字前田105番地 1 | 伊 藤 隆 栄 |
| 〃 雄和相川字台林31番地 | 渡 辺 一 孝 |
| 〃 雄和女米木字宝生口179番地 | 石 井 進 |
| 〃 雄和相川字高野143番地 | 伊 藤 錚 悦 |
| 〃 雄和平尾鳥字野田87番地 4 | 齊 藤 和 夫 |
| 〃 雄和種沢字戸草沢151番地 | 鈴 木 卓 見 |
| 〃 雄和相川字銅屋309番地 | 伊 藤 洋 文 |
| 〃 雄和椿川字中村71番地 | 山 内 善 美 |
| 〃 〃 字方福53番地 1 | 黒 崎 晶 裕 |
| 3 退任監事の住所及び氏名 | |
| 秋田市雄和相川字高野165番地 | 伊 藤 耕 次 |
| 〃 雄和下黒瀬字湯野目167番地 | 長谷川 新太郎 |
| 〃 雄和種沢字太子前13番地 | 伊 藤 満 |
| 4 就任監事の住所及び氏名 | |
| 秋田市雄和下黒瀬字湯野目167番地 | 長谷川 新太郎 |
| 〃 雄和種沢字太子前13番地 | 伊 藤 満 |
| 〃 雄和戸賀沢字御江田26番地 | 石 井 和 夫 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、雄和中央土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年3月21日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯田川土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年3月26日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、由利本荘市矢島町土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

| | |
|---------------------|---------|
| 1 退任理事の住所及び氏名 | |
| 由利本荘市矢島町荒沢字中荒沢37番地 | 佐 藤 拓 夫 |
| 〃 元町字新所47番地 | 土 田 正 俊 |
| 〃 城内字八森下122番地 | 佐 藤 孝 義 |
| 〃 川辺字小坂31番地 1 | 三 浦 一 男 |
| 〃 木在字下木在49番地 | 三 浦 國太郎 |
| 〃 新荘字西田118番地 | 佐 藤 近 美 |
| 〃 荒沢字上針ヶ岡13番地 | 佐 藤 實 |
| 〃 立石字堀苗代20番地 | 三 浦 忠 行 |
| 〃 立石字山田86番地 | 伊 豆 秀 一 |
| 〃 荒沢字濁川60番地 | 高 橋 十五郎 |
| 〃 荒沢字下針ヶ岡99番地 | 佐 藤 系 悦 |
| 〃 元町字成沢90番地 | 須 田 金 男 |
| 2 就任理事の住所及び氏名 | |
| 由利本荘市矢島町元町字相庭館 9 番地 | 土 田 喜一郎 |
| 〃 荒沢字中荒沢37番地 | 佐 藤 拓 夫 |
| 〃 川辺字小坂31番地1 | 三 浦 一 雄 |
| 〃 木在字下木在49番地 | 三 浦 國太郎 |
| 〃 坂之下字舟場川原53番地 | 茂 木 勇 雄 |
| 〃 荒沢字上針ヶ岡13番地 | 佐 藤 實 |
| 〃 立石字上野144番地 | 佐 藤 米 夫 |

| | | |
|---|---------------------|---------|
| | 由利本荘市矢島町荒沢字下針ヶ岡99番地 | 佐藤 系 悦 |
| | 〃 元町字成沢90番地 | 須田 金 男 |
| 3 | 退任監事の住所及び氏名 | |
| | 由利本荘市矢島町元町字新所82番地 | 相庭 安 一 |
| | 〃 川辺字次郷尻118番地2 | 佐々木 知 榮 |
| | 〃 元町字郷内39番地 | 豊島 靖 喜 |
| 4 | 就任監事の住所及び氏名 | |
| | 由利本荘市矢島町元町字新所82番地 | 相庭 安 一 |
| | 〃 元町字郷内39番地 | 豊島 靖 喜 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、にかほ市土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、由利本荘市子吉土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月4日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙北平野東部土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市神宮寺松倉堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北平野豊川土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市大曲土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、大仙市西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県西仙北土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、仙北郡六郷町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県仙南土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年3月30日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山城水系土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 退任理事の住所及び氏名
横手市大森町袴形字袴形57番地 高 田 富美雄
- 2 退任監事の住所及び氏名
横手市大森町袴形字袴形43番地 竹 澤 勇 人

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年4月13日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任監事の住所及び氏名
湯沢市山田字上ノ宿90番地 菅 隆 夫

選挙管理委員会告示

秋選管告示第四十三号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十四年四月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

| | | |
|--------------------------|-----------------|-------|
| 介護老人保健施設幸寿園 | 大仙市強直字上野台十二番地十五 | を |
| 社会福祉法人大仙ふくし会介護老人保健施設幸寿園 | 大仙市強直字上野台十二番地十五 | に |
| 介護老人保健施設八乙女荘 | 大仙市長野字野口前二十三番地 | を |
| 社会福祉法人大仙ふくし会介護老人保健施設八乙女荘 | 大仙市北長野字野口前二十三番地 | に改める。 |

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号
電話 018-860-1078 (総務部広報広聴課)